

令和 2 年度新・生活様式対応支援事業費補助金
(ガイドライン対応型) 交付要綱

(目的)

第 1 条 商工会長は、新型コロナウイルス感染症による経営上の影響が特に著しい町内に店舗、事業所を有する法人又は個人事業者が新しい生活様式に対応することを目的に実施する事業に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に事業所や店舗を有し、「飲食業、宿泊業、旅行業、小売業、道路旅客運送業、運転代行業、生活関連サービス業」を営む法人又は個人事業者

(2) 次のいずれにも該当しない法人又は個人事業者

ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員等 (暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。)

ウ 役員等 (法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表その他これらと同等の責任を有する者をいう。) が暴力団員等であるもの。

エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの。

オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの。

カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているもの持若しくは運営に協力し、又は関与しているもの。

キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有

するもの。

ク 農林水産業、性風俗産業性風俗産業、宗教法人宗教法人、政治団体政治団体

(3) その他商工会長が必要と認めた要件に該当すること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、間接補助事業者が令和2年4月7日（政府の緊急事態宣言の発令日）から令和2年12月25日までの間に、新しい生活様式への対応に取り組む事業に要する経費とする。補助対象経費及び補助金の額等は別表1及び別表2のとおりとする。

2 算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金交付申請書の提出期限は、商工会長が定める日とし、令和2年度新・生活様式対応支援事業費補助金（ガイドライン対応型）交付申請書（様式1）に関係書類を添えて商工会長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 商工会長は、第4条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

(支払い)

第6条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(財産の管理)

第7条 間接補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従ってその効率的運用を図るようにしなければならない。

2 間接補助事業者は、取得財産管理台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 間接補助事業者が取得財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供するときは、商工会長の届出をしなければならない。

2 商工会長は、前項の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を商工会に納付させることがある。ただし、当該財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過している場合は、この限りでない。

(補助事業の経理等)

第9条 間接補助事業者は、補助事業について帳簿及びすべての証拠書類（以下「書類等」という。）を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の書類等を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日に属する年度の終了後5年間、商工会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行し、令和2年4月7日から適用する

別表 1

事業区分	事業内容	対象経費	補助上限額
新・生活様式対応支援事業（ガイドライン対応型）	新型コロナウイルス感染症による経営上の影響が特に著しい町内の法人又は個人事業者を支援するため、間接補助事業者が新しい生活様式に対応することを目的に購入する物品の購入に対する一部に対して補助を行うもの。	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る対象経費（別表2）（消費税及び地方消費税を除く）	100千円／件 または、実費額のいずれか低い額

別表 2

【事業対象経費】

経費区分	説明
①機械装置等費	飛沫対策設備（仕切り用のアクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン等）や換気設備（換気扇、空気清浄機等）、移動販売車両等、事業の遂行に必要な機械装置等の購入・施工経費
②システム構築費	EC販売やオンラインサービス、テレワーク環境の整備等に向けた専用ソフトウェアや情報システムの購入・構築経費
③衛生用品費	衛生用品（マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒液等）の購入経費
④広報費	テイクアウトや宅配サービス、新商品販売等に係る広報経費
⑤外注費	上記①から④に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（3密対策のための店舗改装や移動販売車両への改修等、自ら実行することが困難な業務に限る。）

※マスクの購入については、事業実施期間内に使用する枚数に限るものとする。